

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年1月15日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	小澤重則君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（7名）

議長	藤原正夫君		藤田悟君
	清水正二君		米山昇君
	猪股尚彦君		内藤久歳君
	名取國士君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	花形保彦君	福祉健康部長	笹本嘉朝君
環境課長	長田治君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	長寿推進課長	三澤宏君
環境保全係長	丸山英資君	生活環境係長	鷹野久君
福祉総務係長	梅原剛君	児童係長	小宮山正美君
保育係長	長田裕二君	長寿あんしん係	土屋達巳君
介護保険係長	保坂江里君		

---

## 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村 宗和	書記	小澤 明
書記	石原 大助	書記	松井 恵美

## 審査内容

- 1 委員派遣について
- 2 現地視察
  - (1) 敷島新町いきいきサロン
  - (2) 竜王リサイクルステーション
- 3 甲斐市リサイクルステーション利用要綱の制定について
- 4 (仮称) 甲斐市バイオマス資源化センターについて
- 5 臨時福祉給付金(簡素な給付措置)支給業務について
- 6 敷島保育園・敷島子育てひろば建替え工事の進捗状況について
- 7 甲斐市居宅介護サービス費等の額の特例並びに介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱の制定について
- 8 その他

開会 午後 零時 57分

○委員長（三浦進吾君） ただいまの出席委員7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、現地視察を2件してございます。まず、民生委員児童委員協議会との意見交換会において、いきいきサロンを実際に見学したらどうかという意見を受け、本日は敷島新町いきいきサロンの視察を行いたいと思います。また、竜王庁舎新館の南側に竜王リサイクルステーションが完成しましたので、現地視察を行います。

次に、各担当より次第にありますよう、事項について説明、報告等を受けたいと思います。

まず最初に、1、委員派遣について、本日の視察日程はお手元に配付したとおりです。

この点に関しまして、何かご質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、それでは、お手元に配付しました本日の委員派遣についてお諮りいたします。お手元に配付した派遣計画により委員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、計画のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、（2）現地視察を行います。施設の概要については、まとめて説明を受けたいと思います。

まず初めに、敷島新町いきいきサロンについて担当より説明をお願いします。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こんにちは。お疲れさまです。

それでは、長寿推進課からいきいきサロンの概要等につきましてご説明させていただきます。

とじこもりや寝たきり等の防止を目的にしまして、地域集会施設等の場所を利用して、交流等の活動を行い、生き生きと元気に暮らせるために、いきいきサロン事業を実施しております。事業の推進等につきましては、甲斐市社会福祉協議会に委託し、社会福祉協議会が直接サロンの開設や事業活動への支援等を行っております。サロンは5人以上の高齢者で組織し、年4回以上の活動を行うものとし、新規開設時には1万円、事業に対しましては年間の延べ参加人数に応じまして3万円から6万円までの補助金を支給しております。平成24年度の実施状況につきましては、サロン数38団体、延べ開催数529回、述べ参加人数9,980人で、事業に対しまして設立準備金9万円、運営補助金156万円の合計165万円を助成しております。社会福祉協議会への平成24年度の委託経費は、事業拡充や運営支援等の経費を含め194万1,000円となっております。

なお、平成25年12月現在のいきいきサロンの実施数は43団体ありまして、サロン数がふえたことにより参加人数等の増加を期待しているところであります。今後もより多くの自治会での設置や事業の活性化推進を継続支援してまいりたいと考えております。

本日、現地視察いただく敷島新町いきいきサロンは、平成17年10月に創設されまして、平成24年度は工作、脳のトレーニング、体操等を年12回開催しまして、延べ367人、平均31人が参加しております。

簡単ではありますが、説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

次に、竜王リサイクルステーションについて担当よりご説明をお願いします。

長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） 環境課ですが、よろしくお願いたします。

視察をされた後、本日の案件ということで改めてご説明をさせていただきますが、本日の資料にかかわる内容ですので、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。資料の1ページをお願いいたします。

本日、環境課関係でご視察いただく施設は、1ページの2の要綱の概要の（1）の名称及び位置のうち、竜王リサイクルステーションでございます。篠原2596番地1ほかということで、竜王南別館の敷地内と隣接地に建屋を設置いたしまして、有価物等の収集を行うもの

でございます。

上の1の制定の目的及び理由の末尾に表記させていただきましたとおり、また、広報の1月号にもご案内いたしました。来週の月曜日、1月20日の午前7時からの運用開始を予定しております。

2の(2)にありますとおり、利用日については年末年始を除く日であります。

利用時間でございますが、竜王リサイクルステーションについては、敷島、双葉と相違しまして、午前7時から午後7時までとする利用時間を設定して運用してまいります。指導管理のため、シルバー人材に委託し、分別指導員を配置してまいります。

(4)の搬入資源としましては、敷島、双葉と同様な有価物等となりますが、瓶類、缶類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、古紙類、紙パック、紙製容器包装、廃蛍光灯、廃乾電池類等を回収いたします。

竜王リサイクルステーションの特徴的内容といたしまして、環境課及び支所の地域課窓口で回収しております廃食油につきまして、竜王リサイクルステーションでも取り扱ってまいります。また、年度末の3月までに竜王リサイクルステーションにおいて使用済み小型家電の収集を開始する予定であります。

なお、お断りを申し上げますが、本日も視察をいただくということで収集のかごを、あの建物の1階に配置しておきましたが、そのままにしておきますと運用前の利用がちょっと心配されますので、視察後、片づけさせていただきます。1月20日の午前7時までに改めて配置しておきますので、ご理解をお願いいたします。

以上、概略説明とさせていただきます、視察をお願いいたします。

資料の内容は後ほど改めてご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑等につきましては、現地視察終了後に委員会室で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、現地視察に行きますので、事務局の指示によりご出発をお願いいたします。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 2時28分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

現地視察ご苦労さまでございました。

それでは、質疑に入ります。

初めに、①敷島新町いきいきサロンについて、質疑等がありましたらお願いいたします。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 1つだけ聞きたいんですが、いきいきサロンの運営する主体者という  
か運営は、それは民生委員さんということによろしいですか、確認なんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それは各サロンのほうにお任せしていますので、民生委員さ  
んが中心となる場合が多いと思いますけれども、区長さんが、区長さんと民生委員さんだっ  
たり、またその辺も任意にお任せしております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 福祉健康部への申し入れというのもしたんですかね、今からするんで  
すね。代表者会議とか、これから持って各自治体で持つようにと、結構持つようにというこ  
とは目的としては全自治会で設置するというような形に結構、強制力はないんでしょうけれ  
ども、そういうふうに行くと思うんですよ。そのときにやはりちゃんとできればいいんで  
すが、きょう見ている、結局その運営する人があれだけしっかりした方がいけば別ですけ  
れども、大変かなと思ったんですが、その辺のところ面倒は、やはり福祉健康部の長寿推進  
課のほうでしっかり見ていってください。社協にお願いするのもかもしれませんが、その辺の  
ところが一番大事かと思うんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 長寿推進課としましても、やはりいきいきサロンですね、活  
性化を図っていきいたいと考えておりますので、また、今年度は次期計画の策定の年になっ  
ておりますので、その辺も加味しながらどのような形で支援していくか、また検討してまい  
りたいと考えています。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員が退席いたしますので、よろしくお願ひします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、②竜王リサイクルステーションについて、質疑等ありましたらお願いいたします。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 今、2番ですか。

○委員長（三浦進吾君） はい、2。

○委員（池神哲子君） 1ページの2番ですよね。竜王リサイクルステーションの。

○委員長（三浦進吾君） はい。

○委員（池神哲子君） 件で、時間を今度制定、午前7時から7時までというふうに、ちょっとさっきお聞きしたんですけれども、やはり何か問題点があるやにお聞きしております。それで、今までは終日だったのが7時から7時までに制限されてきたわけなんですけれども、大きな問題として、今までにどんなことがあって、こんなふうになったのかなって、もうちょっと詳しく、これからも出てくる問題かなと思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 執行部の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 以前議会のほうでもちょっと論議をさせていただいた経過もある

と思いますが、いずれ24時間、敷島、双葉につきましては24時間運用しているということで、特に夜間におきましての運び込みの状況が非常に悪いというところもございます。朝方行きますと新聞、雑誌等が崩れていたり、段ボールが崩れていたりということで、シルバー人材さんのほうに委託をかけているわけなんですけれども、その朝方の時間、整理をするというような手間もかなりあるというようなところで、竜王リサイクルステーション開設に当たっては時間設定をさせていただくというようなことで、従前もちょっとご説明をした経過があると思います。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 持ち込んでくるということは、これはあれですね、リサイクルステーションですので、ごみを捨てに来た人がということでは、また別の問題になっているわけですね、今、このそのあたりは、そういうことですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 先ほどの内容も少し補足させていただきますが、持ち込み方が、出し方がまだ守られていないということも1点、それから、当然夜間、瓶、缶等の持ち込みもありますから騒音等の問題もございます。あくまでもリサイクルステーションは有価物等を集めるものを目的としておりますので、やはり適切に出していただきたいということをごちら側、市としてはお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 敷島、双葉においては終日だったけれども、これも変えていかなければというようなことだと思うんですけれども、今までに終日やってみて、かなりいろいろな問題点が出たのかなって思ったんですけれども、そういうこともありますね。そのあたりはどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 主な点としましては、先ほどご説明しましたとおり、騒音とかマナーを守らない出し方というようなところがポイントになると思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかに。

小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） 今、竜王リサイクルステーションを見せていただいたんですが、シルバー人材の方々がいる場所というか休憩室とか、暑い時期の日差しをよける、寒さをよけるようなことは考えておりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） シルバー人材に委託を予定しておりまして、その所在場所につきましては、敷島、双葉に簡易型のあれは小屋といいますか……

〔「プレハブ」と呼ぶ者あり〕

○環境課長（長田 治君） プレハブの小屋がありますけれども、今のところシルバーのほうでそれを用意していただけるというようなことで今、協議が進んでおります。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、現地視察を終了いたします。

次に、（3）甲斐市リサイクルステーション利用要綱の制定について担当よりご説明をお願いします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、甲斐市リサイクルステーション利用要綱の制定につきまして、先ほどのご視察の関連もございますけれども、改めて資料の1ページをお開きください。

竜王リサイクルステーションを含めましての甲斐市リサイクルステーション利用要綱の制定につきましてご説明いたします。

1 ページの1の制定の目的及び理由にありますとおり、資源の有効利用や再利用の向上並びに市民の廃棄物に対する関心や利便性の向上に資するため、リサイクルステーションの利用に関して要綱を制定いたします。

既設の敷島・双葉のリサイクルステーションは、それぞれ平成14年、平成22年に開設いたしましたが、利用要綱を制定しておりませんでした。

竜王リサイクルステーションの設置を機会に共通の利用要綱として整備するものでございます。

2の要綱の概要として、(1) 名称及び位置でございます。

名称をそれぞれ竜王・敷島・双葉リサイクルステーションとし、位置を規定いたします。

(2) の利用日としまして、年末年始(12月30日から翌年の1月3日までの日)を除く日とします。

(3) の利用時間は、竜王リサイクルステーションが午前7時から午後7時までとし、管理してまいります。敷島、双葉につきましては、当面従前どおり終日24時間の運用を行ってまいります。

敷島、双葉の今後につきましては、今後の予算審議でご説明をさせていただきますが、現段階では当面、従前どおりの利用時間ということでご理解をお願いいたします。

(4) の搬入資源は、視察前に申し上げた内容でございます。

(5) として、利用の資格として本市に住所を有する者という内容も規定いたします。

以上、概要でございますが、ページをめくっていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

利用要綱の内容でございますけれども、第1条の趣旨、第2条の名称及び位置、第3条の利用日時は、1ページの内容でお示しいたしました。

なお、第3条の利用日時でございますが、第3項で臨時的な利用時間の運用について、できる規定を設けております。

第4条の業務内容として、ステーションで行う業務の内容は、搬入受け入れに関すること。品目の分別指導に関すること。リサイクルの指導に関すること。前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務といたします。

5条の業務の委託でございますが、業務の実施を委託することができるとし、シルバー人

材等への委託を可能とします。

第6条の搬入資源につきましては、1ページでご説明いたしましたが、4ページに別表として掲げております。4ページのほうで分類と品目を整理させていただいております。

戻っていただきまして、3ページになりますが、第7条の利用資格につきましては、ステーションを利用できる者は、本市に住所を有する者とし、以下、常時管理指導を行う想定ではありませんが、現場での現実的な疑義を確認する手段として、2項で、ステーションを利用する者は、身分を証明できるものを所持するように努めるものとするという努力規定を置きまして、3項として、必要があると認めるときは、利用者に対し、身分証明書の提示を求められることができる旨、規定させていただきます。

第8条に、利用の制限として、ステーションを利用することができない場合として、搬入物の分別がされていない場合、係員の指示に従わない場合、定める資源以外のものを持ち込もうとする場合、ステーションの管理上支障があると認められる場合を列記いたしました。

第9条に、損害賠償の義務として、故意または過失により施設または設備を汚染し、もしくは破損した者は、これにより生じた損害を賠償しなければならない旨を定め、第10条に、その他として、委任規定をおきました。

施行日につきましては、竜王リサイクルステーションの運用開始の平成26年1月20日から施行するものでございます。

以上で、竜王リサイクルステーションと敷島、双葉を包括しての甲斐市リサイクルステーション利用要綱の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（3）甲斐市リサイクルステーション利用要綱の制定についてを終了いたします。

次に、（４）（仮称）甲斐市バイオマス資源化センターについて担当よりご説明をお願いします。

長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、続きまして、資料の５ページをごらんください。資料の５ページとなります。

（仮称）甲斐市バイオマス資源化センターについてご説明いたします。

（仮称）甲斐市バイオマス資源化センター建屋工事につきましては、昨年１１月２５日の厚生環境常任委員会で入札結果につきまして口頭報告をさせていただいております。ホームページに入札結果が掲示されておりますが、改めて資料５ページのとおりでございます。

工事名が、（仮称）甲斐市バイオマス資源化センター建屋建設工事。

工事場所は、甲斐市西八幡３１７０－１５（玉幡中学校北側駐車場内）で、下の案内図の中央の四角の網かけ部分、甲斐市バイオマスセンター予定地とある位置でございます。

工期は、平成２５年１１月２日から平成２６年２月２８日までで、工事概要は、構造が鉄鋼造１階、建築面積８７．７１平米です。

１０月３０日に入札を行いまして、請負業者は奥野建設、請負金額は、税込みで７３９万６、２００円です。

現在の建設の進捗状況につきましては、基礎工事は済んでおりますが、構造物は建っておりません。５ページの立面図のとおり、ガレージ型５連式の建物であります。イメージとして掲載させていただきました。

めくっていただきまして、６ページをお願いいたします。

本日ご説明させていただきたい主要事項としまして、建屋に設置する装置の内容でございます。

（１）の業務名にありますとおり、（仮称）甲斐市バイオマス資源化センター生ごみ処理機整備業務について、昨年１１月に３者の指名によりましてプロポーザルを進めました。３者につきましては、株式会社田丸、株式会社メリーズ・ジャパン、リソウ管理システム株式会社でありました。リソウ管理システム株式会社が辞退したため、１１月２２日に２者によるプレゼンテーションを行い、生ごみ液肥化装置の選定を行いました。

結果として、（４）の請負業者にありますとおり、株式会社田丸の装置を導入することといたしましたので、概要を申し上げます。

戻りまして、（３）の業務機関として契約の内容であります。平成２５年１２月６日から

平成31年3月31日までを業務期間とします。今後、来月2月末までに装置を設置しまして、今年度中の3月中に試運転を行います。賃貸借契約としまして、実際のリース料は来年度、平成26年4月から発生し、平成31年3月31日までの5年間で月額リース料は51万4,000円を予定しております。総額では5年間で3,124万円ほどとなります。

(5)の業務概要についてでございますが、生ごみ処理機の稼働については、従前からご説明させていただいておりますとおり、当面敷島学校給食センター、竜王地区の小・中学校、甲斐市立の保育園の給食の残菜等を液体としての肥料にするもので、計算では生ごみの収集量は年間90トンになるものと推測しております。日量にしますと、350キロほどとなりますが、当面稼働の状況を確認し、将来的には施設周辺の一般家庭等の生ごみ処理の研究も行うことを想定いたしまして、(5)の①にありますとおり、1日の処理能力としては最大500キログラムの処理装置でございます。処理方式は発酵等により、生ごみを液肥化するものでございます。③の年間稼働日数としては保育園の生ごみを処理しますので、290日程度になる見込みであります。

なお、プロポーザルの際、液肥の成分情報はいただいているわけではございますが、実際に生成される液肥の成分分析を実施していただくことにしております。

また、装置稼働に伴う廃棄物、余剰液肥も含まれますが、搬出する場合は、事業者負担により処理する契約としております。

(6)の生ごみ処理機の処理概要のイメージではありますが、左側の説明からとなりますけれども、第1の槽に生ごみを投入し、スクリー状のカッターで生ごみに傷をつけながら攪拌します。第2槽から第4槽で異物除去、酵素分解、液肥の熟成という工程を行い、第5槽としての貯蔵タンクに貯蔵するという装置であります。

装置の特徴を一言で申し上げますと、糖分を含むバイオアクターという発酵補助剤を使いまして、乳酸菌等による酸の強い液体で生ごみを溶かすというものであります。結果として、ページ下のフレーズにありますとおり、24時間で有機土壌活性液が生成されるというものであります。

この装置に決定した要因としましては、液肥の製造が実証されており、その液肥の活用も実証されるという状況にあったということがあります。

プロポーザルを行いました、もう1者の装置は生ごみ処理装置としては普及台数は多いものの、液体肥料としての実証が不足しているという印象があったこと等によります。

今回導入する装置については、環境課としても運用状況を確認するため、稼働している状

況を2カ所現地で確認をさせていただきました。

1カ所は静岡県富士宮市の株式会社富士ミルクでありまして、日量1,000キロ処理の装置で、酪農関係の生ごみ処理を行っており、液肥は牧場の牧草用の肥料として利用されている状況でございました。

また、栃木県芳賀町の株式会社日本栄養給食協会の日量2,500キロの処理の装置も見学にまいりましたが、この会社は140社ほどの給食の配食を主に手がける会社であります。給食の残滓を装置で液肥化し、農園も所有しておりまして、農園の土壌改良に使用しており、野菜を自家生産しているという会社でありました。この株式会社日本栄養給食協会の状況を参考に、同様な装置を導入している鳥取県の因幡環境整備株式会社に問い合わせたところ、日本栄養給食協会の証言と同様な説明があり、装置の運用状況を確認いたしました。このような装置を使用して、来年度から生ごみ処理の研究に着手したいと考えております。

なお、計画段階から施設の名称を「(仮称)甲斐市バイオマス資源化センター」で呼称してまいりましたが、新年度の本格稼働に際しましては、「甲斐市バイオマスセンター」とする予定ですので、補足させていただきます。

以上で、(仮称)甲斐市バイオマス資源化センターについての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長(三浦進吾君) 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

ございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長(三浦進吾君) ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長(三浦進吾君) ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、(4) (仮称)甲斐市バイオマス資源化センターについてを終了いたします。

次に、その他、環境課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で、環境課その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時53分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（5）臨時福祉給付金（簡素な給付措置）支給業務について担当よりご説明をお願いいたします。

内藤福祉課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れさまです。

それでは、福祉課より5番目の案件でございます。臨時福祉給付金（簡素な給付措置）支給業務についてご説明申し上げます。

委員会資料の7ページからになります。

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）支給業務についてでございます。

1番、経緯（趣旨）ですが、平成26年4月1日の消費税率の引き上げに際しまして、低所得者の皆さんに与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置とあわせ、低所得者の皆さんに対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給与措置を行うものでございます。これにつきましては、昨年10月1日に閣議決定されたものでございます。

①給付対象者、市町村民税（均等割）が課税されていない方、※としまして、市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等は除かれます。また、生活保護制度で対応しております被保護者等、いわゆる生活保護の受給者は対象外となります。

②給付額です。給付対象者お一人につき1万円です。これは1年半分を1回の手続で支給するという内容ですが、1万円の根拠は消費税率が8%である期間の引き上げによりまして1年半分の食料品支出額の増加分として国のほうで設定されたものでございます。

③加算措置、①の市町村民（均等割）が課税されていない方の対象者のうち、以下に該当する方は、26年4月の年金の特例水準の解消、これは基礎年金の平均受給額がおおむね

5,000円減少されるものでございますが、それを考慮しまして、お一人につき5,000円が加算されて1万5,000円支給されるものでございます。対象となる者は、ポツ印にございます、老齢基礎年金（65歳以上）、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者の方、また、児童扶養手当法による児童扶養手当等の額の改定に関する法律に対象となる手当、これは児童扶養手当、また、特別障害者手当が該当するものですが、これらの受給者の方でございます。

④の実施方法です。給付対象の方からの申請に基づきまして、市町村が実施し、国は費用の10分の10を補助金として交付するものでございます。実施方法は、事務・費用の両面で行える限り簡素で効率的なものとするというように決められております。

⑤番です。本市の給付対象者数、見込みでございます。2万人前後の見込みでございます。これは市民税（均等割）の非課税者数、全国では約2,400万人と想定しております。

詳しくは26年の当初予算のご説明のときに、ある程度人数は固めたものをご報告、またご説明したいと考えております。

8ページをお願いいたします。

2の関連します給付対象者等でございます。基準日が平成26年1月1日となっております。1月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている方を対象として臨時福祉給付金（簡素に給付措置）が支給されるものでございます。

この基準日より後、1月1日以降に他の市町村に転居した方につきましても、基準日1月1日に住民基本台帳に登録されている市町村が支給することになっておりますので、甲斐市が1月2日以降転居された方も甲斐市が支給することになります。

また、同様に基準日に基本台帳に登録されている外国人の方についても、この臨時福祉給付金の支給対象となっております。

また、この給付対象者に該当するか否かは、平成26年度分の市民税（均等割）の課税状況により判断されます。これは賦課期日も同様に1月1日が基準日となっております。

また、扶養親族等の範囲についてでございますが、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者より白色事業専従者。また、年齢16歳未満の年少の方は、税法上の扶養控除の対象とはなりません、扶養親族に該当するものでございます。

中段の図でございますが、支給事務の基本的な流れ（予定）でございますが、示してございます。

①の1月1日基準とした給付対象者リストをベースにしまして、申請書を配布、また、案

内チラシ等も同封させていただいて、申請の受付、これは郵送・窓口を想定しておりますが、国のほうでは3カ月間を予定するようという決まりがございますので、本市も3カ月間を予定しております。そして、審査内容を、審査決定しましてはお支払い、基本的にはご指定の銀行口座のほうに振り込みになるものでございます。

これらは平成21年に実施されます定額給付金の支給事務に基本的に事務の流れは類似しております。

3の事業担当課でございますが、主管は福祉健康部福祉課、副主管としまして同じく長寿推進課の2課で連携を持って事業を推進してまいりたいと考えております。

国のほうは厚生労働省が所管の低所得者、高齢者の方も含めた対策というふうに位置づけられておまして、また、県のほうでも所管が福祉保健部福祉保健総務課が所管となっております。

9ページをお願いいたします。

4のプロジェクトチームの設置でございます。この事業を円滑、着実に実施するため、本市でプロジェクトチームを設置いたします。

①の組織ですが、責任者は福祉課、私、福祉課長が兼務でさせていただきますして、副責任者は長寿推進課長、チームリーダーは福祉課の福祉総務係長、サブリーダーとしまして長寿あんしん係長、そして、専従の正規職員としまして福祉総務係に1名増を1月1日付で発令して職員が1名増員となっております。また、チームメンバーとしまして給付金に関する部課等でメンバーを集めることになっております。また、事業につきましては臨時職員または委託職員5名ないし6名以内で予定しております。専用事務室ですが、スペース的に南別館の、あちらの南別館の2階を予定しております。

②のプロジェクトチーム関係部課でございますが、先ほど言いました、福祉課以下、会計課まで10課でございます。それぞれ1名ずつ職員をメンバーとしましてプロジェクトチームを1月1日付で発足させていただいております。また、必要に応じて上記以外の課も参画をお願いする予定でございます。

10ページをお願いいたします。

③の今後のスケジュール、現時点の予定でございます。昨年12月に県の説明会が1回目ございました。

それを受けまして、市の中で庁内会議で検討してまいりまして、年明け1月から既に基準日がスタートしておりますので、給付金プロジェクトチームを市長の任命により発足させて

いただきました。今現在、予算案、事業計画案は詳細なものを作成中でございます。基本リストが既に1月1日基準で動き出しておりますので、転出をされた方、お亡くなりになった方の名簿管理をスタートしております。本日、議会説明ということで厚生環境常任委員会のほうにご説明を申し上げているところでございます。今後、市の広報、またホームページに随時、この給付金については情報を掲載させていただきますが、直近では1月24日に配布します広報甲斐2月号で、この給付金を装った振り込め詐欺等にご注意いただく記事を掲載させていただきます。2月号に掲載させていただきます。

そして、2月には、厚生労働省の全国説明会2回目が開催されまして、このときに詳細が発表になります。2月3日に厚生労働省のほうで開催されると聞いております。また、それを受けまして県の説明会2回目が、きょう予定が入りましたが、2月5日、県庁のほうで開催されます。そして、本市の議会のほうに26年度当初予算のお願いを、またする運びとなっております。

3月には、加算措置、5,000円の加算措置の対象者のリストの準備に入りまして、具体的には4月に入りまして臨時職員を採用など、本格的に動き出しを行っていきたくと思っております。

また、これは税情報を活用しないと名簿、また記録対象者が絞れませんので、こういった税情報を活用する場合は、ご本人の同意書が必要になりますので、これらも同意を得た上で準備を進めていきまして、また、電算等のシステム改修もあわせて行います。

5月から6月にかけてまして市民税の非課税者、均等割の非課税者が確定してまいりますので、あわせて扶養親族等の確認も行った上で、また加算措置の対象者もリストも確定をにらんだ中で、6月には申請書を印刷処理しまして、遅くとも7月からは申請受け付け開始、3カ月間の7、8、9で申請受け付け審査を行いたいと考えております。

そして、10月には補助金の実績報告等、財務整理をして、11月にはプロジェクトチームを解散するという予定でございます。

今現在では、最短のスケジュールで考えております。各市とも近隣の状況を聞きますと、ほぼ同様のスケジュールが多い市が多いところもございしますが、一部の市では当初予算ではなくて6月補正で対応するという一部を一部の市からは聞いております。そうすると、ちょっと支給申請受け付けが6月補正ですと、8月、9月というふうにおくれてしまう可能性がありますので、本市は当初予算でなるべく最短で確実に事務のほうを執行してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

また、詳細は26年度当初予算で事務費等、また、給付金の内訳等をご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 9ページのこのプロジェクトチームの組織ですけれども、この体制で十分に10月ごろから、4月から9月にかけて申請を受け付けてスムーズに行くというふうにお考えになっているということで、この組織体制を組んだという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） そのとおりでございます。7月には給付を、受け付けを開始をしたいと考えているスケジュールで、このまた体制を整えたものであります。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 申請ですから、漏れる場合もあるんですが、それに対してはどういう対応をするんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 当然この10ページの予定表、スケジュールでご説明申し上げますと、6月に下旬、遅くとも下旬を目安に申請書を配布いたします。そして、7月から申請を受け付けになりますが、随時受け付け処理をしまして、まだ申請の受給資格があるのにされない方は二度目を送付するということを考えております。そういったところで漏れないように対応もしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

名取議員。

○議員（名取國土君） ちょっと教えてもらいたんだけど、7ページの⑤のところに2万人前後の給付の見込みってあるんですよ、甲斐市で、これは平均して、よそに比べて多いんですか、少ないんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 正確には、ことしの市民税の課税状況が確定しないと、これから申告が始まりますので、はっきりした人数は申し上げられないんですが、本市の想定は大体2万人前後であります。数字的に言いますと1万5,000から2万人はいかないかなという感じで想定しております。いずれ申告状況を見ないと、あと扶養の関係もございますので、何ともその数字が読めないの、何とも申し上げられないんですが、また、類似市町村でいけば本市は割かし平均年齢が若い自治体でございますので、近隣の南アルプスさん、鉾田市さんよりは受給給付対象者は少ないんじゃないかというふうに見ております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 名取議員。

○議員（名取國土君） すみません。それ今わかったんだけど、もう一つ、外国人についても臨時給付金の関係出るんだけど、外国人で、この非課税とかの人たちもいるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 外国人の方でなくても、いわゆる未申告の方は収入状況を把握できませんので、まずは申告をしていただいて、非課税であれば対象になるということですから、外国人の方も当然収入があるかないかで判断させていただくことになります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これ自治法の中で10分の10の国庫補助になっているんですけど、これ全てこれからやっていく上においては、臨時職員の採用とかいろいろありますけれども、全て自分の10分の10という考えでいいのかな。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 前回の定額給付金の例を見ましても、人件費、賃金が補助対象になっておりますので、10分の10いただけるというふうに想定しております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（5）臨時福祉給付金支給業務についてを終了いたします。

次に、その他福祉課関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で、福祉課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（6）敷島保育園・敷島子育てひろば建替え工事の進捗状況について担当よりご説明をお願いします。

三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お疲れさまでございます。

子育て支援課からは、敷島保育園・敷島子育てひろば建替え工事の進捗状況について報告いたします。

委員会資料11ページの工事進捗状況報告書をお開きください。

現在、建築主体工事におきましては、建物、鉄骨の建て方と屋根の設置が終了いたしまして、内装ボードの取り付け、それから、木製建具の設置、屋上防水工事を行っておる状況でございます。電気、それから、機械工事につきましても天井部の配管・配線、空調関係の配

管・配線を行っております。

ここにございますとおり、建築主体工事の進捗率につきましては、昨年暮れの12月28日現在であります、計画どおりの52.8%であります。

なお、来月の常任委員会では現地視察をお願いしたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（6）敷島保育園・敷島子育てひろば建替え工事の進捗状況についてを終了いたします。

次に、子育て支援課のその他に入ります。

子育て支援課より報告がありますので、お願いいたします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、子育て支援課からの報告であります、皆様にご心配いただいております竜王西保育園の建てかえ事業及び指定管理者制度導入にかかわります説明会の開催状況についてであります。

この1月11日の土曜日に市長も出席いたしまして、二度目となります保護者説明会を開催いたしました。説明会では経過報告を行いまして、保護者会からいただいております建てかえ事業と指定管理者制度導入に関しますご質問、ご意見、ご要望等に対する市からの回答書の説明をいたしたところであります。

まず、建てかえ事業につきましては、工事中使用できなくなります園庭にかわります広場や園外保育の機会の確保などに努めるということで、現行設計での事業推進のご了解をいただいたところであります。

次に、指定管理者制度導入につきましては、るる制度の仕組み等を説明いたしまして、一番の課題でありますところの環境が変わるという導入時の幼児等のストレス対応といたしまして、先進事例などから引き継ぎ期間の設定を設けることや一定の期間、市保育士を残して配置するなど、スムーズな移行方法を講じるなど、ご理解を求めたところであります。説明会には地元の竜王1区から4区の自治会長さんもお出席していただきまして、建てかえに対しましては全面的にご支援をいただける旨のご意見もいただき、また、指定管理者制度導入につきましては、笛吹市などの先進地の保育所への視察をご提案いただきました。これによりまして、年度内中に先進地の視察を実施いたすこととなったところであります。

今後、園舎整備につきましては、安全な事業推進に努めまして、また、指定管理者制度導入につきましては、先進地視察を行い、さらに詳しく説明する中で、この制度導入に対しまして目的が保育環境の向上を第一に考えてのことだということをご理解いただけるよう、誠実に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明がございましたが、何か質疑ございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

特に子育て支援課関係で委員よりお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、以上で、子育て支援課その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とします。職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時24分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（7）甲斐市居宅介護サービス費等の額の特例並びに介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱の制定についてを担当よりご説明をお願いします。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） お疲れさまです。

それでは、長寿推進課から甲斐市居宅介護サービス費等の額の特例並びに介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱の制定につきましてご説明させていただきます。

常任委員会資料12ページのほうをごらんください。

最初に、要綱制定の経緯等につきましてですけれども、市の介護保険条例及び施行規則において、介護保険料の徴収猶予、減免、また、介護サービス費等の額の特例に関する定めはありますが、災害や著しい所得の減少等により、減免等を実施する場合に対象者や減免割合等の要件を具体的に定めることが必要であることが制定の目的であります。

要綱の施行につきましては、平成26年4月1日としています。

要綱は、第1条が趣旨、第2条が居宅介護サービス費等の額の特例等、第3条が保険料の徴収猶予、第4条が保険料の減免、第5条が居宅介護サービス費等の認定に関する事実を証明する理由、第6条が保険料の徴収猶予等を受けようとする理由等を証明する書類となります。

それでは、要綱の概要をご説明させていただきます。

居宅介護サービス費等の額の特例等につきましては、①から④のいずれかに該当したことにより生活が困難となった場合、その状況等に応じて保険給付の割合を高め、自己負担額を1割から軽減する規定であります。

①災害等、これは震災とか風水害、火災となります、により住宅、家財、その他の財産の被害が価格の10分の3以上で、前年中の所得金額が1,000万円以下である場合、13ページのほうをちょっとごらんください。別表第1になります。所得が500万円以下で損害程度が10分の5未満である場合、通常の給付割合というのは100分の90、つまり1割、給付が9割、1割が自己負担となりますけれども、給付割合が100分の95となりますので、実際の自己負担は通常の2分の1、1割の2分の1ということで5%分となります。損害の程度が10分の5以上になると給付割合が100%となりますので、自己負担額はゼロとなります。所得や

損害の程度により給付割合が多くなり、自己負担額が軽減されます。

それでは、12ページの②のほうをごらんください。

②では、まず、アとイがありますけれども、生計を主として維持する者が、災害等により死亡または障害者となった場合、今度は13ページのほうの表第2をごらんください。死亡した場合は自己負担額がゼロ、また障害者となった場合には自己負担額は通常の10分の1、1%分となります。

それでは、12ページのほうのイをごらんください。

イでは、生計を主とする者が、障害者または長期入院したことにより当該年の所得見込み額が前年の2分の1以下に減少し、前年の所得金額が500万円以下である場合には、今度は14ページの別表3をごらんください。この一番上になりますけれども、前年の所得が200万円以下で、当該年の所得見込みが前年の10分の7未満である場合には、自己負担は100分の90—10分の2、2%分のみとなります。このように、前年及び当該年の所得により自己負担額が軽減されます。

それでは、12ページのほうにお戻りください。

③ですけれども、生計を主として維持する者が、事業または業務の休廃止、事業によるおける損失、失業等によりまして、当該年の所得見込み額が前年の2分の1以下に減少し、前年の所得が500万円以下である場合、先ほどご説明しました前述の②のイと同様に、14ページの別表3が適用されます。

それでは、④に移ります。生計を主として維持する者が、干ばつ・冷害等による農作物の不作により、損失額が平年の収入額の10分の3以上で前年所得が1,000万円以下である場合、ただし、農業所得以外に400万円以上ある者は除きます。

14ページの別表4をごらんください。

前年の所得が300万以下である場合は、ちょっとここ複雑なんですけれども、一番右側の保険給付の割合は、左の基準割合に前年の所得金額に占める農業所得の割合を乗じて得た数に、100分の90を加えた割合となりますのでということで、この一番右の100分の90というのは基本の数字です。ですから、これにプラスアルファ、あとどのくらいの割合が軽減されるかということになってきます。それで、例えば例をとりまして、300万円の金額で半分の150万円が農業所得以外のものと仮定した場合に、こちらは100分の10ですから、100分の10に150万円ですから、ちょうど2分の1になります。2分の1を掛けますと100分の5になります。それに100分の90を加えますと100分の95となります。よって、自己負担は10分

の5、5%分だけとなります。同様に所得額と農業所得の割合によりまして自己負担額が軽減されていきます。

12ページのほうにお戻りください。

この特例措置は6カ月間を限度として行います。

なお、一番下に書いてありますけれども、このサービス、該当するサービスは何かというところですが、居宅介護サービス費等とはということで訪問入浴とか訪問介護とか入浴看護、通所の介護等の居宅サービス、また地域密着型のサービスとか施設サービス、住宅改修が対象となります。

13ページをお願いいたします。

続きまして、介護保険料の徴収猶予及び減免につきましてご説明します。

介護保険料につきましては、先ほど12ページの①から④に該当して、生活が困難になった者に対しまして保険料の徴収猶予減免の措置があります。徴収猶予と減免の違いにつきましては、保険料の徴収を最長で6カ月間猶予することができますので、その猶予期間が経過しても、なお支払いが困難であると認められる場合に減免を適用することとなります。減免の期間につきましても、最長で6カ月間となります。

なお、減免の割合等につきましては14ページの別表第5から15ページの別表第8に明記してありますけれども、先ほどと同様となりますので、こちらのほうのご説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） このサービスを介護保険料の徴収猶予とか減免、それから、サービスの猶予、減免、また大変いいんですけれども、県内の自治体での動向というか、こういった制度を制定しようという動きというのはあるんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 県内の13市の状況でございますけれども、現在、甲府市で減免、またこれちょっと独自なものも含まれておりますけれども、107人伺っております。

富士吉田で2人、山梨で3人、大月市で3人ということで、あとのところは全て今のところ該当者がいないということでゼロとなっております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（7）甲斐市居宅介護サービス費等の額の特例並びに介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱の制定についてを終了いたします。

次に、その他長寿推進課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で長寿推進課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員が退席いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時36分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、その他、意見交換会の集約についてを行います。

まず、厚生環境常任委員会から福祉健康部への申し入れ（案）について事務局より説明をお願いします。

石原書記。

○書記（石原大助君） 厚生環境常任委員会から福祉健康部への申し入れにつきまして、別冊

の資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

10月に開催いたしました意見交換会の際に、民生委員・児童委員協議会からの要望について、別紙1ページのとおりまとめました。

福祉健康部へ申し入れが必要かどうか検討をお願いいたしたいと思います。また、文面の修正もお願いしたいと思います。

申し入れ（案）について朗読させていただきます。

1ページをお願いします。

厚生環境常任委員会から福祉健康部への申し入れ（案）。

厚生環境常任委員会では、10月17日に民生委員・児童委員協議会との意見交換会を実施しました。

当日いただきました意見等について、当委員会において、協議を行った結果、次のとおり、福祉健康部への申し入れすることとなりました。

1、いきいきサロンの増設について。

いきいきサロンが設置されていない自治会があるので、呼びかけてふやしてもらいたい。いきいきサロンは、地域の高齢者が一緒に活動できる場となっている。今後高齢化が進む中で、このように地域で活動できる場が必要である。

2、いきいきサロンの代表者会議について。

いきいきサロンの代表者会議は、具体的な活動方法について、提案型の会議を行ってほしい。いきいきサロンを運営する民生委員にとって、活動がマンネリ化したり、内容に息詰まることもあるため、代表者会議で、参考となる事例などを提案するような会議の場であってほしいとの意見があり、いきいきサロンの活動を活発にしていくためにも、提案型の会議となるようお願いする。

以上のことが、民生委員・児童委員協議会より要望がありました。

厚生環境常任委員会として、今後高齢化がさらに進む中で、このような活動の場は必要であり、高齢者が元気で暮らせる取り組みを拡大していくように、福祉健康部に申し入れをいたします。

平成26年1月17日、甲斐市議会厚生環境常任委員会委員長、三浦進吾で、申し入れが必要かどうか検討をお願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

内容について、また本委員会から福祉健康部への申し入れをするかについてご意見をお伺いしたいと思います。

何かございますか。

ただいまの石原書記からのご説明で、この文面はどうでしょうか。

小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） 申し入れは必要だと思いますし、この文面でいいかと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、これで申し入れをするということで決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、本委員会で福祉健康部への申し入れをすることにいたします。よろしく申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時42分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

先ほど朗読の中で「26年1月17日」と申し述べましたが、きょう「26年1月15日」というふうには訂正でよろしくお願ひいたします。

ここで民生委員・児童委員協議会との意見交換会を受け、本委員会より福祉健康部へ申し入れを行います。福祉保健部長、前へお願ひします。

厚生環境常任委員会から福祉健康部への申し入れ。

厚生環境常任委員会では、10月17日に民生委員・児童委員協議会との意見交換会を実施しました。

当日いただきました意見等について、当委員会において、協議を行った結果、次のとおり、

福祉健康部へ申し入れすることとなりました。

1、いきいきサロンの増設について。

いきいきサロンが設置されていない自治会があるので、呼びかけてふやしてもらいたい。いきいきサロンは、地域の高齢者が一緒に活動できる場となっている。今後高齢化が進む中で、このように地域で活動できる場が必要である。

2、いきいきサロンの代表者会議について。

いきいきサロンの代表者会議は、具体的な活動方法について、提案型の会議を行ってほしい。いきいきサロンを運営する民生委員にとって、活動がマンネリ化したり、内容に息詰まることがあるため、代表者会議で、参考となる事例などを提案するような会議の場であってほしいとの意見があり、いきいきサロンの活動を活発にしていくためにも、提案型の会議となるようお願いする。

以上のことが、民生委員・児童委員協議会より要望がありました。

厚生環境常任委員会としては、今後高齢化がさらに進む中で、このような活動の場は必要であり、高齢者が元気で暮らせる取り組みを拡大していくように、福祉健康部に申し入れをいたします。

平成26年1月15日、甲斐市議会厚生環境常任委員会委員長、三浦進吾。

お願いします。

以上で、福祉健康部への申し入れを終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員が退席します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時46分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、民生委員・児童委員協議会へのお礼状及び議会だよりに掲載する意見交換会のレポートについてを行います。

事務局よりご説明をお願いします。

石原書記。

○書記（石原大助君） 先ほどの意見交換会の資料の2ページ、3ページをお願いします。

民生委員・児童委員協議会へのお礼状（案）及び議会だより38号に掲載いたします意見交換会レポートにつきまして、本委員会の協議結果や先ほど視察いたしました、いきいきサロンの内容を掲載したいと考えております。

初めに、民生委員・児童委員協議会へのお礼状（案）について朗読させていただきます。

2ページをお願いいたします。

民生委員・児童委員協議会へのお礼状（案）。

拝啓、新春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、過日開催いたしました厚生環境常任委員との意見交換会では、ご多忙の中、ご出席いただき、まことにありがとうございました。

民生委員・児童委員協議会の皆様からいただきましたご意見につきましては、本委員会において協議を行いました。

今回、皆様と意見交換会を行うに当たり、「高齢化社会への対応について」をテーマに、主にいきいきサロンなどの高齢者の活動について、さまざまなご意見をいただきましたので、次のとおり集約を行いました。

本委員会において、協議を行った結果、「いきいきサロンは、地域の高齢者が一緒に活動場である。設立されていない自治会があるので、呼びかけてはどうか」、また「いきいきサロンの代表者の会議では、具体的な活動方法について、提案型の会議であってほしい」という意見があった旨につきましては、市当局へ申し入れを行いました。

また、「議員みずからもいきいきサロンに参加したらどうか」というご意見を受け、平成26年1月に、敷島新町いきいきサロンの見学を行い、高齢者が生き生きと活動する姿を目の当たりにし、このような活動する場が重要であると再認識したところであります。

今後、さらに高齢化が進む中で、高齢者が元気で暮らせる取り組みを拡大していくよう市とともに取り組んでまいります。

末尾ながら、皆様のご検討とご活躍をお祈りして、お礼の挨拶とさせていただきます。

民生委員・児童委員協議会会長、渡邊明子様。

平成26年1月、あと日付は後ほど書きます。

甲斐市議会議長、藤原正夫。

甲斐市議会厚生環境常任委員会委員長、三浦進吾。

続きまして、3ページをお願いしたいと思います。

こちらにつきましては議会だより38号に掲載する委員会レポートでございます。朗読さ

させていただきます。

厚生環境常任委員会では、「高齢化社会への対応」について、民生委員・児童委員協議会と意見交換会を行いました。

当日は、いきいきサロンなどの高齢者の活動について、設立準備から運営に至るまでの経過や、課題、問題点などについて報告を受け、意見交換を行いました。

その中で、民生委員・児童委員より、「いきいきサロンは、地域の高齢者が一緒に活動できる場である。設立されていない自治会があるので、呼びかけてはどうか」また、「いきいきサロンの代表者の会議では、具体的な活動方法について、提案型の会議であってほしい」などの意見があり、市当局へ申し入れを行いました。

また、「議会みずからも参加したらどうか」という意見を受け、常任委員会では、1月に敷島新町いきいきサロンを見学しました。当日は、高齢者が元気で生き生きと活動する姿を目の当たりにして、このような活動する場が重要であると再認識しました。

今後、さらに高齢化が進む中で、高齢者が元気で暮らせる取り組みを拡大していくよう市とともに取り組んでいきたいと思えます。

文字数につきましては、約400文字から500文字ということで、掲載のスペースもございますので、そのような形でいたしました。文面の内容についてご検討をお願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ただいま石原書記のほうで朗読していただきました内容について、委員の皆さんから何かご意見ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ほかにございませんか。

じゃ、長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） お礼状の中段の「また」というところから、きょうの視察の件ですけども、ここの「平成26年1月」というと、何かちょっと今月出す文章なので、今月とか先日とか、そんな感じのほうがいいかなと思うのと、あと「見学を行い」って書いてあるんですけども、見学というよりは一緒に参加をしたという形なので、ただ、見ただけじゃなくて一緒に活動したというか参加したというのがわかるような文言に変えていただいたほうがいいかなと思います。

あと、このお礼状というのは、これは会長さんお一人に出すだけということなんですかね。できればここに出席した委員の人たちに全員に、大した金額じゃないので、それぞれ送って

あげたほうがいいかなと思います。もしそうであれば、最後のところ、会長さんの名前だけじゃなくて、あとは民生委員各位とか、何かそんな感じにすればいいかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ただいま長谷部委員のほうからお話がありました。お礼状の内容と、それから、ほかに参加された方にもということでございますけれども、事務局のもしお考えあったらお聞きしたい。

石原書記。

○書記（石原大助君） 今、長谷部委員からいただきました「平成26年1月」というところと、あと「見学」というところは訂正したいと思います。あと、本来参加された方に、皆さんに出したいところですが、代表の会長に出して、会長から周知していただくという形をとりたいと思っています。よろしくお願いします。

あと、修正につきましては、事務局で修正をいたしまして、委員長に確認していただいて提出したいと思っています。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいま石原書記のほうからのご説明でよろしいですか、長谷部委員。

ほかにの委員さん、よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） では、そのようにさせていただきます。

ほかにはございませんかね。

よろしいですか。

石原書記。

○書記（石原大助君） 民生委員・児童委員協議会の会長につきましては、去年は渡邊会長だったんですけれども、今回17日にかわりますので、かわった会長に出すということでよろしいでしょうか。

[発言する者あり]

○委員長（三浦進吾君） じゃ、意見ございましたらお願いします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ただ、代表で来たということなので、やはりあれでしょうかね、こういう場合は代表の方と、そのときの代表の方でいいんですかね。

○委員長（三浦進吾君） ほかの委員さん何かあります、今の件に関しまして。

だから、池神委員、今、わかりましたね。たまたま渡邊さんはこのときだけ、今度、今回の役員改選でかわっちゃうらしいんですよ。

[発言する者あり]

○委員長（三浦進吾君） それでいいですか。

ほかに別に異存ございませんか。

[発言する者あり]

[「見学のところは視察ということなのかなって私、思ったんです」と

呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 視察ね。先ほど事務局のほうで、もう一回その辺はつくりますので、また、目を通していただいて。

[「渡邊さんは渡邊さんでいいと思いますね」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 渡邊さんはいいですか。

[「それは今、言った……」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 民生・児童委員の方はほかの方もみんなかわる、継続する方とやめる方いるんですかね。丁寧なのは、やめる方には個人的に出すというのがあれですか、どうですか。

○委員長（三浦進吾君） いや、今、先ほど事務局からご説明ありましたけれども、代表の方に出すだけということになりました。

○委員（保坂芳子君） だけで。

○委員長（三浦進吾君） はい。

○委員（保坂芳子君） そういうふうにしたほうがいいということですよ、いろいろ。

○委員長（三浦進吾君） 代表の方が、また……

○委員（保坂芳子君） また、その方にそれは向こうで考えるということで。

○委員長（三浦進吾君） はい。

○委員（保坂芳子君） 了解。

○委員長（三浦進吾君） あとよろしいですか、ほかに。

[発言する者あり]

○委員長（三浦進吾君） こちらの事務局で今のわかっていて、もう一回そこだけ修正すると

いうことでよろしいですか。

石原書記。

○書記（石原大助君） 2ページの先ほどのいきいきサロンの見学ということは、一緒に参加してということで直したいと思います。あと、3ページも中段のほうに「1月に敷島新町いきいきサロンを見学しました」というところも、これ一緒に参加をしましたということで直したいと思います。その上の「また、『議会みずからも参加したらどうか』」って、これは議員に直したいと思います。訂正をお願いします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） あと事務局のほうで修正していただいて、また原稿ができましたら確認して、皆さんに諮って、そんなふうにさせていただきたいと思います。

ほかにいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） じゃ、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時55分